注１　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
１　免許の申請の場合	２　３　４（注）　５　６　７　８　９　10　11　12　13　14　15　16　17　18　19　20　21	（注）　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１（注１）　２　３　４　５　６　７　16（注２）　18(注３）　当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　17の欄に変更がある場合に限る。 （注３）　19の欄から21の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８　14　15	

２　１の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載し、第15条の２の２第２項（同条第３項、第16条の２第６項及び第25条第７項において準用する場合を含む。）の規定により一括して記載する場合は、その局数を記載すること。

３　２の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

４　３の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

［削る］

［削る］

５　４の欄は、次によること。

［(1)　略］

(2)　再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前６箇月間における１日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条の２第１項第６号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

［(3)　略］

注１　各欄の記載は次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
１　免許の申請の場合	１　２　４　５　６（注１）　７　８　９　12　14　15　16　17　18　19　20　21　22　23　24　25（注２）　26（注２）	（注１）　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を除く。 （注２）　伝搬障害防止区域の指定を希望する場合に限る。
２　変更の申請又は届出を行う場合	１　２　３（注１）　４　６　７　10（注１）　11（注１）　20（注２）　25（注３）　当該変更に係る記載欄	（注１）　予備免許中の変更を除く。 （注２）　21の欄から24の欄までに変更がある場合に限る。 （注３）　26の欄に変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　８　10　12　18　19	

２　※印を付けた欄は、記載しないこと。

３　１の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

４　２の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

５　３の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。この場合、複数の無線局を一括して記載する場合は、「関第12345号～関第12350号」、「関第12345、関第12350号」のように記載すること。

６　４の欄は、気象援助局、ＰＨＳの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、無線標定移動局、携帯移動地球局又は実験試験局について第15条の２の２第１項又は第２項（これらの規定を同条第３項、第16条第５項及び第25条第５項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。）の規定により一括して記載する場合に限り、その局数を記載すること。

７　５の欄は、法第５条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

８　６の欄の記載は、次によること。

［(1)　同左］

(2)　再免許の申請の場合は、(1)に加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前６月中における１日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること（第16条第１項第７号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。）。

［(3)　同左］